

# 表土層調査技術研究会

—SH 型貫入試験機を用いた調査と研究—

## 設立趣旨

斜面・法面の表層崩壊は、道路・防災・住宅分野に大きな影響を与えている現象である。これまで、斜面・法面を対象とした適切な地質調査機器が見当たらず、かならずしも十分な調査がなされてきたとはいえない状況にある。今回SH型貫入試験機（以下「SH機」と称す）とこれを利用した新しい表土層調査手法が開発され、その活用が期待される場所である。このSH機を用いた調査手法の研究・普及を目指すとともに、調査手法に関し、さらなる技術向上を図るため、基礎的な調査・研究、技術資料の収集・整理、類似表土層調査法の研究などに取り組み、もって適切な表土層調査手法の確立に資することを目的に本会を設立する。

平成18年4月20日

# 表土層調査技術研究会々則

—SH 型貫入試験機を用いた調査と研究—

(名称)

第1条 本会は「表土層調査技術研究会」（通称：SH 研究会。以下、「本会」という）と称す。

(目的)

第2条 本会は表土層調査の実施に供するために開発した SH 型貫入試験機(以下、「SH機」という)を用いた調査手法を広く普及せしめることにより、適切な表土層調査手法の確立に資することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は第2条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) SH機およびSH機を活用した調査の普及
- (2) SH機に関する技術資料の収集・整理・発表
- (3) 表土層調査に関連する技術の指導・研修・普及
- (4) 類似表土層調査法の研究
- (5) その他目的達成のために必要な活動

(会員)

第4条 本会は第2条の目的及び第3条の活動に賛同する法人またはそれに準じる組織や団体、及び個人をもって組織する。

(入会)

第5条 本会に入会しようとするものは、正会員、準会員、個人会員のいずれかを選択し以下の手続きを経て会員として登録される。

正会員：法人に於いては国や県または市町村の登録業者資格の確認および会員1名の推薦のうえ理事会が承認する。複数の都道府県に営業拠点を有し全国的に事業を展開している企業は原則として正会員とする。

準会員：法人に於いては国や県または市町村の登録業者資格確認のうえ理事会が承認する

個人会員：入会の志望動機を確認のうえ理事会が承認する。

(退会)

第6条 会員は事務局に届け出ることによって、自由に退会できる。ただし既に納入した会費等については返還しないものとする。

(除名)

第7条 会員として面目を著しく失墜したとき、または会費を滞納し、納入の誠意が見られないときは、総会の議決により除名することができる。

(技術保持と普及)

第8条 会員はSH機を用いた表土層調査手法および関連する技術を修得・研鑽し、それらの技術を技術指導、研修を通じて広く普及することに努めるものとする。

(役員)

第9条 本会に会長、副会長、理事、監事をおく。

- 2 会長は、副会長および理事の互選とする。
- 3 副会長、理事および監事は、総会において選任する。
- 4 会長は、本会を代表しその業務を総理する。
- 5 副会長および理事は、理事会を構成し、理事会の議決事項について議決する。
- 6 監事は、本会の業務の執行状況および財産状況を監査し、理事会に意見を述べるとともに総会において監査結果を報告する。
- 7 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(総会)

第10条 総会は、正会員、準会員および個人会員をもって構成する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回開催するものとし、臨時総会は理事会が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、以下の事項について付議する。
  - (1) 会則の変更
  - (2) 事業計画及び収支予算
  - (3) 事業報告及び収支決算
  - (4) 役員を選任又は解任
  - (5) その他運営に関する重要事項
- 5 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 6 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決する。

(理事会)

第11条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 2 理事会は、会長が必要と認めたとき、及び過半数の理事から請求があったときに開催する。
- 3 理事会は会長が招集する。
- 4 理事会の議長は会長が、これにあたる。
- 5 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(委員会)

第12条 本会の目的達成と活動の円滑化を継続するため、理事会の決議により、その実務推進を行う委員会を設置することができる。

(支部)

第13条 本会は個別の地域事情に対処するため、必要に応じて支部を置くことができる。

2 支部の構成及び活動内容は、理事会の審議を経て、総会において了承を受けなければならない。

3 支部は支部長ならびに必要な支部役員、及び事務局を置くものとする。

4 支部長は年度活動計画及び成果について、理事会および総会において報告するものとする。

(顧問)

第14条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

(会費等)

第15条 本会の運営に要する経費は、入会金、通常会費、臨時会費、寄付金、技術指導料等をもって、これにあてる。

金額及び徴収方法については理事会において別途定める。

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局長を置く。事務局長の任免は会長がおこなう。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

[附則]

本会規則は平成24年6月16日から施行する。